

社団法人日本介護福祉士会「介護福祉士の倫理綱領」の暗記

(2011年12月29日掲載)

原本：<http://www.jaccw.or.jp/about/rinri.html>

<「日本介護福祉士会倫理綱領」の構成>

前文

- ①利用者本位、自立支援
- ②専門的サービスの提供
- ③プライバシーの保護
- ④総合的サービスの提供と積極的な連携、協力
- ⑤利用者ニーズの代弁
- ⑥地域福祉の推進
- ⑦後継者の育成

<「日本介護福祉士会倫理綱領」の内容>

	1995年11月17日宣言
前文	<p>私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、 住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けてい くことのできる社会の実現を願っています。</p> <p>そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支 える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知 識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努め ます。</p>
①利用者本位、自立 支援	<p>介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が 心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最 大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。</p>
②専門的サービスの 提供	<p>介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性 と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努め ます。また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の 実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負いま す。</p>
③プライバシーの保 護	<p>介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報 を守ります。</p>
④総合的サービスの 提供と積極的な連	<p>介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福 祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

携, 協力	協力して行動します。
⑤利用者ニーズの代弁	介護福祉士は, 暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ, それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで, 考え, 行動します。
⑥地域福祉の推進	介護福祉士は, 地域において生じる介護問題を解決していくために, 専門職として常に積極的な態度で住民と接し, 介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに, その介護力の強化に協力していきます。
⑦後継者の育成	介護福祉士は, すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受けられる権利を享受できるよう, 介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

(参考)

「日本社会福祉士会の私たちのやくそく」(2002年5月31日)は、暗記するまでではないが、一読しておく価値があると思うので、参考として掲載する。

原本: http://www.jacsw.or.jp/contents/data/05_yakusoku.htm

項目	日本社会福祉士会私たちのやくそく ～信頼される介護支援専門員になるために～
構成	<p>(前書き)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 私たちは、利用者の自立生活の実現を支援します。 ② 私たちは、利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援します。 ③ 私たちは、利用者の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供します。 ④ 私たちは、利用者の声を謙虚に受けとめ、敬意をもって尊重します。 ⑤ 私たちは、利用者の納得と承諾を得てサービスの提供と調整をします。 ⑥ 私たちは、利用者の生活支援に必要な権利擁護の制度を活用します。 ⑦ 私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。 ⑧ 私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。 ⑨ 私たちは、つねに公正な介護支援サービスと介護サービスを求めます。 ⑩ 私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくします。
(前書き)	<p>2001年6月、第9回日本社会福祉士会全国大会において、「社会福祉士である自分たちの責務をもう一度問い直そう」という趣旨の大会宣言がなされました。</p> <p>この全国大会の1カ月前に、和歌山県で介護支援専門員による殺人事件が発生していたことから、大会宣言を具体化する取り組みの1つとして、本会は「私たちのやくそく」を作成し、2002年5月31日に開催した本会第7回通常総会において報告しました。</p> <p>本会会員の社会福祉士は「(社)日本社会福祉士会の倫理綱領」を遵守して行動し、権利擁護を推進する社会福祉専門職として、さまざまな場所で利用者と接しています。</p> <p>「私たちのやくそく」は、介護支援専門員の業務に携わる会員の社会福祉士に対して、その責任と役割を自覚し、利用者に誠実に援助を提供していく</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	ことの重要性を再確認していこうと呼びかけるものです。
①私たちは、利用者の自立生活の実現を支援します。	介護支援専門員は、利用者の「自立支援」を目標として、介護サービスなどの調整や社会資源の活用をすすめたり、他の法律や制度に基づくサービスを紹介・あっせんしたりすることが役割です。
②私たちは、利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援します。	利用者の「自己決定」は、すべての基本です。自己決定したことをどのように実現するか、実現が困難であれば何が原因なのか、問題なのかを明らかにすることは介護支援専門員の役割です。
③私たちは、利用者の自己決定に必要な情報を誠意をもって提供します。	利用者が自己決定するためには、適切な情報が必要です。利用者自身に関すること、社会資源に関することなど、利用者が現状で利用者なりに判断をすることができるようにすることは権利擁護の基本です。
④私たちは、利用者の声を謙虚に受けとめ、敬意をもって尊重します。	利用者の疑問、不安、不満、苦情などは、利用者が自立して安心できる生活を営むことを損なう原因の一つです。それらに一つ一つの確に答えていくことは、介護支援専門員がサービス提供する上で必要なことだけでなく、利用者の基本的な権利を守ることにもつながります。
⑤私たちは、利用者の納得と承諾を得てサービスの提供と調整をします。	生活するのは利用者自身であり、いくらよいと思われるサービスを提供しても、利用者が納得できなければ、望ましい自立生活を営むことはできません。利用者が自ら利用するサービスを理解し、承諾することは、主体的に日常生活を営む上で欠かすことのできない権利です。
⑥私たちは、利用者の生活支援に必要な権利擁護の制度を活用します。	利用者の心身の状況などにより、自ら情報を判断することや判断したことを表明することが困難な場合、利用者自身の権利を行使することが困難な場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など日常生活に必要な権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援します。
⑦私たちは、つねに自己点検し、自らのサービス評価をすすめます。	介護支援専門員は、それぞれが基礎資格とする専門職としての倫理綱領などをもっています。専門職は、利用者や第三者からの評価だけでなく、つねに自己点検をし、自己評価をすることによって、専門職としての倫理を守っています。もちろん、他者からの評価については謙虚に受けとめることを忘れてはなりません。
⑧私たちは、つねに自己研鑽に励み、介護支援サービスの向上をめざします。	自己評価や他者からの評価により、自分がその役割を果たす上で必要な知識や技能を確認し、その修得を図っていくことは重要なことです。資質向上を目指す自己研鑽は、自らが満足するだけでなく、利用者によりよいサービスを提供することや、利用者自身が自らの生活を豊かにしていく基礎となります。

⑨私たちは、つねに公正な介護支援サービスと介護サービスを求めます。	介護支援専門員は、利用者の自立支援と自己決定をすすめていく役割もっています。利用者にとって必要なサービスを調整するうえで重要なことは、サービス事業者の利害や関係者の利害からつねに公正な立場を保つことです。それが、利用者の権利を守る基本でもあります。
⑩私たちは、介護支援サービスをとおして、利用者の権利擁護につくします。	利用者の権利擁護をすすめる取り組みは、さまざまです。介護支援専門員は、介護支援サービスという業務をとおして、利用者が自立した日常生活を営むことができるように直接的に支援するだけでなく、利用者が安心して暮らすことのできる社会を築く役割もっています。利用者の権利擁護はさまざまな取り組みによって支えられるのです。介護支援サービスは、権利擁護をすすめるさまざまな活動の一つとして位置づけられるのです。